

**2023年度(令和5年度) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)の申請台数の変更のご案内**

当機構では関係省庁のご指導のもと、標記補助事業のさらなる利用促進を図るため、下記のとおり申請台数について変更することといたしました。

すでに申請している事業者様や補助金を交付された事業者様も、さらに追加申請が可能となりましたのでご案内いたします。何卒、ご手配の程お願い申し上げます。

記

1. 低炭素型ディーゼルトラックの申請台数の変更

2023年(令和5年)5月29日(月)の申請開始から1事業者様あたりの申請台数を「1事業者あたり4台」と制限して受け付けています。この申請台数の制限を「**1事業者あたり8台(リースにあつては貸渡先事業者)**」と変更します。

これまでに4台の申請を行った事業者様も、計8台まで申請することが可能です。

2. 実施日

2023年(令和5年)9月19日(火)の申請受付分から実施します。

(留意事項)

- ・申請による審査は、申込み順に行います。
- ・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による 審査を行うことはせず、当該日付から2024年(令和6年)1月31日(水)までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定します。

注意: 9月18日以前に配達(電子申請については発信)された5台目以降の申請については、受付いたしません。当該申請については、再度申請をしていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。

3. 問合せ先

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助事業執行部 岩崎、神保

電話 03-5341-4577